

総合福祉部会 第10回	
H22.12.7	資料2

ぶかいさぎょうち ーむ しょうがい はんい せんたく けつてい しょうがい はんい ぎじょうし がつ にちぶん
部会作業チーム(障害の範囲と選択と決定～障害の範囲)議事要旨(11月19日分)

にちじ へいせい ねん がつ にち きん
1. 日時:平成22年11月19日(金)14:05～16:55

ばしょ こうせいろうどうしょうていそうどう かいこうどう
2. 場所:厚生労働省低層棟2階講堂

しゅっせきしゃ
3. 出席者

たなか のぶ ざちょう さとうふくざちょう うじたいいん さのいいん すえみついいん ひがしかわいいん ふくいいいん
田中(伸)座長、佐藤副座長、氏田委員、佐野委員、末光委員、東川委員、福井委員

ぎじょうし
4. 議事要旨

こんかい ぎだい
(1) 今回の議題

こんかい ぜんかい がつ にち さぎょうち ーむ ぎろん ふ ざちょう ていじ しょう
今回は、前回(10月26日)における作業チームの議論を踏まえて、座長から提示された「障
がい ていぎきてい じょうぶんそあん ぎろん おこな てつづ きてい かん ぎろん おこな
害」の定義規定の条文素案についての議論を行うとともに、「手続き規定」に関する議論を行っ
た。

しょうがいしゃ ていぎきてい
(2) 「障害者」の定義規定について

あ れいじれっきよ
ア 例示列举について

れいじれっきよ ほうしき さいよう いな いか いけん だ
例示列举の方式を採用するか否かについては、以下のような意見が出された。

あ こうていいけん
(ア) 肯定意見

はつたつしょうがい どりつ ほうりつ はつたつしょうがいしゃしえんほう ほか しょうがい なら めいき
・発達障害は独立した法律(発達障害者支援法)があるので、他の障害と並べて明記し
ほ しゃかい りかい ふか
て欲しい。社会の理解も深まるのではないか。
しょうがいしゃきほんほう ほうかつてき よ ぐたいてき しえん ていきょう ほうりつ れいじ ひつ
・障害者基本法では包括的で良いが、具体的な支援を提供するための法律では例示が必
よう
要。

ぐたいてき れいじ くにれべる しょうがい はんい はい わ しちょうそん わ
・具体的に例示しないと、国レベルで障害の範囲に入ることが分かっているにもかかわらず、市町村では分か
じたい そうてい ほうりつ きてい ほうかつてき れいじ べつと ほうほう
っていないという事態も想定される。法律の規定は包括的としても、例示を別途する方法はな

いか。

い れいじれつきよ もんだいてん およ ひていいけん
(イ) 例示列挙の問題点、及び否定意見

はったつしょうがい はい こうじのうきのうしょうがい ほか しょうがいめい れいじ おこな
・発達障害が入るのであれば、高次脳機能障害やてんかんなど他の障害名の例示も行う
ひつよう

必要があるのではないか。

しんたいてきまた せいしんてき きのうしょうがい ひょうげん ひじょう ほうかつてき よ こべつれつきよ
・「身体的又は精神的な機能障害…」という表現は非常に包括的で良い。個別列挙は
さ ほう よ
避けた方が良い。

のうきのう しょうがい ひょうげん はったつしょうがい こうじのうきのうしょうがい ふく
・「脳機能の障害」という表現であれば、発達障害も高次脳機能障害も含めることができるの
よ
で良いのではないか。

そうごうふくしほう せいいてい めざ じき そうごうてき ほうりつ なか ふく
・「てんかん総合福祉法」の制定を目指した時期があったが、総合的な法律の中に含まれるの
よ ほうこう
であればそれで良いではないかという方向になっている。

い しょうがいしゃとう きのうしょうがいとう ひょうげん かひ
イ「障害者等」、「機能障害等」という表現の可否について

てん いか いけん だ
この点については、以下のような意見が出された。

あ こうていいけん
(ア) 肯定意見

きつおん しんたいしょうがいしゃてちょう たいしょう ほ きつおん たい りかい はったつしょうがいなみ けい
・吃音を身体障害者手帳の対象にして欲しい、吃音に対する理解を発達障害並に啓
はつ ほ ようぼう きつおんしゃ いちぶ しえん ひつよう
発して欲しいという要望をもらっている。ただし、吃音者の一部が支援を必要としているので、

しょうがいしゃとう ひょうげん よ
「障害者等」という表現が良いのかもしれない。

のうきのうとう きのうしょうがいとう とう い しえんたいしょう も で
・「脳機能等」、「機能障害等」というように「等」を入れると支援対象に漏れが出にくくなるのではない
か。

い ひていいけん
(イ) 否定意見

とう はんい めいかく げんば こんらん
・「等」の範囲を明確にしないと現場が混乱する。

しょうがいしゃとう く かた こんらん まね おも た るい きのうしょうがい
・障害者「等」という括り方は混乱を招くと思うので、「その他のこれに類する機能障害」というこ
どうれつ ひろ せいり
とにして同列のものを広くとらえるということで整理してはどうか。

う きのうしょうがい かいしゃく かん りゆういてん
ウ「機能障害」の解釈に関する留意点
てん いか いけん だ
この点については、以下のような意見が出された。

びょうき しょうがい べつ かんが かつ ねづよ たと せいかつ ししょう ひと びょうにん
・病気と障害は別という考え方が根強い。例えば、がんで生活に支障のある人は、病人と

ふくし たいしょうがい
いうことで福祉の対象外となるおそれがある。

いりょう う ふくし たいしょうしゃ う じょうぶんじょうめいき なんびょう かつ はず
・医療を受けながらも福祉の対象者となり得ることを条文上明記することが、難病の方を外さ
ひつよう
ないようにするためにも必要である。

まんせいしっかん とまな きのうしょうがい ふく ひょうげん ちゅういてき ふき
・「慢性疾患に伴う機能障害を含む」という表現を注意的に付記してはどうか。

え ちょうきてき きのうしょうがい けいぞくてき そうとう せいげん こうひ
エ「長期的な機能障害」、「継続的な」または「相当な」制限とすることの可否について
しょうがいしゃ ていぎ ちょうきてき きのうしょうがい けいぞくてき そうとう せいげん よう
障害者の定義に「長期的な機能障害とか、「継続的な」または「相当な」制限といった要
けん ふ ていどたいしょうしゃ しぼ ほうほう ていぎ しぼ しえん ひつようせい
件を付することにより、ある程度対象者を絞る方法と、定義には絞りをかけず、支援の必要性
そうとうせい はんだん なか しぼ ほうほう かんが
や相当性を判断する中で絞りをかける方法が考えられる。

てん いか いけん だ
これらの点については、以下のような意見が出された。

あ こうていいけん
(ア) 肯定意見

いちじてき きのうしょうがい なお けが ふくし しえん むずか きかんようけん い
・一時的な機能障害(治る怪我など)を福祉で支援するのは難しい。どこかに期間要件を入れる
しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ けいぞくてき い
べき。障がい者制度改革推進会議では、「継続的」を入れようとしている。

いちじてき しえん ひつよう ひと ひろ いみ しょうがいしゃ ふくし たいしょう
・一時的に支援が必要な人も、広い意味では障害者になるが、福祉の対象にするかどうかは
べつ いちじてき しんしんこうじゃく かいこ ばあい さべつきんしほう しえん ひつよう
別である。一時的な心身耗弱などで解雇された場合など、差別禁止法による支援は必要であ
ふくし たいしょう ひつよう
るが、福祉の対象にする必要はない。

てつづ きてい しえん ひつようせい そうとうせい はんだん しぼ ばあい しえん ひつよう にん
・手続き規定における支援の必要性・相当性の判断で絞りをかける場合、支援が必要と認
しき しえん たいしょう もんだい しえん ひつよう にんしき
識されなければ、支援の対象になりえないという問題がある。支援が必要と認識されるためにも、
ここ しょうがい りかい ほうてき てあ ひつよう
個々の障害が理解されるための法的な手当てが必要。

きかんようけん ふ ばあい たと かげつじじょう ばあい げん かげつじじょうつづ
・期間要件を付する場合、例えば「6ヶ月以上」とする場合であっても、現に6ヶ月以上続いて
つづ みこ よ
いるということではなく、続くと思込まれるのでも良い。

い ひていいけん

(イ) 否定意見

けんりじょうやく ちょうきてき ふく いちじてき のぞ
・権利条約をみると、「長期的な…含む」となっており、「一時的」なものを除いてはいない。

いちじてき しえん もと ひと き
・「一時的」でも支援を求める人を切ってしまうのはどうか。

ていぎ ほうかつてき きてい てつづ きてい しえん ひつようせい そうとうせい はんたん なか
・定義は包括的な規定として、手続き規定における支援の必要性や相当性を判断する中
しほ ほうこう よ
で絞る方向で良いのではないか。

だんたい こべつ しょうがい しっかん しえんほう きゅうさいほう つく うんどう
・いろいろな団体から個別の障害や疾患の支援法、救済法を作るための運動がされているが、
こべつ かぎ ほうかつてき ほうりつ こべつぼう ふよう きつおん しょうじょう
個別にやっても限りがない。包括的な法律があれば、個別法は不要になる。吃音の症状
へんか しえん ひつよう とき きゅうさい よ
も変化するので、支援が必要な時に救済できれば良い。

きかんようけん ふ そうき しえん あつか す わる しえん たいしょう
・期間要件を付すると、早期に支援できれば悪化しないで済むものを悪くなってから支援の対象にする
ということにならないか。

お さぎょうちーむ いけん
オ 作業チームとしての意見

しょうがい ていぎきてい おおむ いか ほうしん かくにん
障害の定義規定については、概ね以下のような方針が確認された。

ていぎ ほうかつてき きてい こべつれつきよ
・定義は、できるだけ包括的な規定とし、個別列挙はしないこととする。

ひょうげん しんたいてきまた せいしんてき きのうしょうがい よ きのうしょうがい きのう
・表現としては、「身体的又は精神的な機能障害…」で良い。ただし、「機能障害」は、「機能
しょうがい まんせいしっかん とまな きのうしょうがい ふく
障害(慢性疾患に伴う機能障害を含む)」とする。

きかんようけん ていぎきてい も こ あん しえん りょうたいしょうしゃ ていぎだんかい
・期間要件については、定義規定には盛り込まない案とし、支援の利用対象者を定義段階で
しほ てつづ だんかい しほ ひ つづ けんとう ひつよう ふき
絞るのか、手続き段階で絞るのかについて、引き続き検討する必要があることを付記するかた

ちとする。

てつづ きてい

(3) 手続き規定について

てつづ きてい ぎろん ていぎきてい さだ しょうがいしゃ もの ひつよう しえん う
手続き規定の議論においては、定義規定で定められた障害者が、その者が必要とする支援を受
けることができるようにする手続きを定めることになる。すなわち、支援を必要とする者が(支援の必
要性)、その必要に応じた相当な支援(支援の相当性)を受けられるような制度が議論されなけ
らなければならない。したがって、ここで議論すべき点は、以下のように整理することができる。

ぎろん てん いか せいり
A 支援の必要性をしめす指標

しえん ひつようせい しひょう

- きのうしょうがい しめ きやくかんてきしひょう しえん ひつようせい しめ きやくかんてきそくめん
 A1 「機能障害」を示す客観的指標(支援の必要性を示す客観的側面)
 ほんにん しえんしんせいこうい しえん ひつようせい しめ しゅかんてきそくめん
 A2 本人の支援申請行為(支援の必要性を示す主観的側面)
 かんきょう しょうへき そうごさよう にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ せいげん う
 A3 環境による障壁との相互作用により、日常生活または社会生活に制限を受けている
 じじつ にんてい
 事実の認定

B 支援の相当性の確保

しえん ひつようせい おう そうとう しえんけいかく さくてい ほうほう
 支援の必要性に応じた相当な支援計画の策定のための方法
 いじょう しょうてん いか ぎろん おこな
 以上の諸点について、以下のような議論が行われた。

あ きのうしょうがい しえん ひつようせい しめ きやくかんてきそくめん
 ア 「機能障害」(支援の必要性を示す客観的側面)について
 てん てちょう うむ かの しえん ひつよう もの ひつよう しえん う
 この点については、手帳の有無に関わらず、支援を必要とする者が必要な支援を受けられる
 せいど いけん いっち しりょう もと きのうしょうがい にんてい
 制度にすることで、意見の一致をみているが、どのような資料に基づいて「機能障害」を認定するの
 いか いけん だ
 かについて、以下のような意見が出された。

いし しんだんしょとう
 (医師の診断書等について)

- いし しんだんしょ いけんしょ よ しんだんしょ いし かくていき しんだん
 ・医師の診断書は、意見書くらいでも良いのではないかと。診断書だと、医師が確定的な診断が
 しんだんしょ か ちゅうちよ ばあい
 できないため、診断書を書くことを躊躇する場合がある。
 いし さぽーと たいせい いし かと ふたん しょうめいがないよう ひつよう
 ・医師をサポートする体制や、医師に過度な負担とならないような証明内容にすることが必要。

いしがい せんもんしよく いけんしよ りよう
 (医師以外の専門職の意見書の利用について)

- いけんしよ か いし げんてい しんりせんもんしよく そーしゃるわーか はば
 ・意見書を書くのは、医師だけに限定されるのか。心理専門職やソーシャルワーカーなどに幅を
 ひろ
 広げられないか。
 あたら げんごちようかくし いし なんちよう しょうめい
 ・新しくできた言語聴覚士であれば、医師でなくても難聴の証明はできる。
 きのうしょうがい かくにん てちょう いし しんだんしよ まどぐち きのうしょうがい
 ・機能障害の確認については、手帳や医師の診断書だけでなく、窓口で機能障害があること
 かくにん よ
 を確認できるということでも良いのではないかと。
 とうどうふけんれべる いし こつかしかくしゃ ちゅうしん せんもんしよく ふく まどぐち たいおう よ
 ・都道府県レベルで、医師、国家資格者を中心とした専門職を含めた、窓口での対応が良いと
 かんが
 考える。
 いし いけん いけん い ひつよう ちーむ たいおう てき
 ・医師のみの意見ではなく、いろいろな意見を入れていく必要がある。チームで対応することが適

とう

当である。

おーすとらりあ かいじょ ひつよう こうてき しょうめい かーど ほんにん かぞく しえん
・オーストラリアでは、介助が必要であることを公的に証明するカードがある。本人、家族が支援
ひつよう こうもく か おく しょうい しんさ はっこう しえん ひつよう
を必要とする項目を書いて送ると、書類のみで審査され発行される。支援が必要であるという
しょうめいしょ ひつよう いし さぎょうりょうほうし りがくりょうほうし そーしゃるわーか
証明書が必要であるが、医師だけでなく、作業療法士、理学療法士やソーシャルワーカーなど
か
も書くことができる。

にんち しょうがい たいおう
(認知されにくい障害についての対応)

しょうう しょうがい しょうがい ただ にんしき ひつよう のうせきずいえきげんしょうしょう
・少数の障害については、その障害について正しく認識することが必要。脳脊髄液減少症
しょうがい たい りかい え はんてい
など、障害に対する理解が得られないで判定されないことがある。
はんてい いっぱん いし はんだん むずか しょうがい いし はんだん
・判定するには、一般の医師には判断が難しい障害もある。そこを医師が判断するには、
にんてい いし ようせい ひつよう
認定する医師の養成が必要。
こうてき きかん しょうめい しんらいせい かくほ めん にな
・公的な機関での証明は、信頼性の確保の面ではいいが、それですべてを担えるかということも
けんきゅうだんかい しつぺい しつぺい ちくせき とうじしゃだんたい かつよう
もある。研究段階の疾病などについては、疾病についての蓄積がある当事者団体を活用
かんが ひょうか ないよう こうひょう しく ひつよう
することが考えられるが、評価の内容を公表するなどの仕組みも必要になるのではないか。

きのうしょうがい にんていきじゅん
(機能障害の認定基準について)

ぜんこく ばらつき はんだん たんぽ ひつよう
・全国であまりバラツキがないよう判断できるような担保が必要。
ちいきさ たと じゅうど ちゅうど けいど くく がいどらいん ひつよう じゅうなん
・地域差がないように例えば重度、中度、軽度ぐらいの括りでガイドラインは必要であるが、柔軟
はんだん ひつよう
な判断が必要。
いってい にんていきじゅん つく しゃくしじょうぎ ていどじゅうなん はんだん し
・一定の認定基準を作るとしても、杓子定規ではなく、ある程度柔軟に判断できるような仕
く ひつよう
組みが必要。
いっていきかん すうねん きやくかんてき ひょうか おこな せいど ひつよう
・一定期間ごと(数年ごとなど)に客観的な評価を行う制度が必要なのではないか。

きのうしょうがいにんてい ようぼう
(機能障害認定にあたっての要望)

りょうしゃ りょう はいりょ てつづ はんざつ
・利用者が利用しやすいように配慮し、手続きが煩雑にならないようにしてほしい。

い ほんにん しんせい しえん ひつようせい しめ しゅかんてきそくめん

イ 本人の申請(支援の必要性を示す主観的側面)について

しょうがいしゃ ほご きやくたい けいやく しゅたい かんてん りょうしゃ しょう
障害者が保護の客体ではなく、契約の主体であるという観点からすれば、利用者である障

がいしゃほんにん しんせい じゅうよう てん いか いけん だ
害者本人の申請が重要となる。この点については、以下のような意見が出された。

ほんにん しんせい
(本人による申請について)

しゅたいてき ほんにん きぼう きほん きぼう かのう はんい しえん
・主体的に、本人の希望を基本にして、その希望をかなえるために可能な範囲ではあるが支援を
ていきょう ほんそう じゅうよう しえん きかん しく ひつよう
提供するという発想が重要。そういうことを支援する機関や仕組みが必要である。

しゅたいてき さーびす せんたく りよう ひつよう
・主体的にサービスを選択して利用できるようにすることが必要。

にゅーじーらんど ほんにん き しえんにーず あせすめんと ほんにん きぼう
・ニュージーランドでは、本人にどうしたいかを聞き、支援ニーズをアセスメントし、本人の希望をもと
しえん く た しんぶる しすてむ
に支援を組み立てるというシンプルなシステムがある。

じこしんこく こうもく おおつく ひつよう
・自己申告する項目を多く作ることが必要になるのではないか。

しんせいしよさくせい しえん ひつよう
・申請書作成の支援も必要ではないか。

かぞく しんせい ほじよ
(家族による申請の補助について)

かんかくきしょうがい いちばんしょうがい じょうたい わ ほんにん じこしんこく ひつよう
・感覚器障害は、一番障害の状態をよく分かっている本人の自己申告が必要であり、
ほんにん かなら しょうがい じこにんしき ばあい にちじょうせいかつ かぞく
本人が必ずしも障害の自己認識がない場合もあるので、日常生活をともにしている家族の
いし ひつよう
意思も必要。

こうじのうきのうしょうがい ばあい いし ばあい じばいせきほけん にんてい かぞく
・高次脳機能障害の場合は、医師もよくわからない場合がある。自賠責保険の認定では家族が
いけん
意見することができる。

ほんにんしんせい かぞく しんせいほじよ もんだいてん
(本人申請、家族による申請補助の問題点)

はったつしょうがい ほんにん かぞく しょうがい にんしき ばあい じこしんこく ひつよう ほん
・発達障害など本人や家族に障害の認識がない場合がある。自己申告も必要だが、本
にん にんしき ばあい こうりよ ひつよう
人に認識がない場合はどうするのかについても考慮する必要がある。

りようしゃ もらるはざーど ふせ いみ きやくかんてき はんたん ひつよう
・利用者のモラルハザードを防ぐという意味でも客観的な判断は必要。

かぞく わ とお もらるはざーど もんだい
・家族がよく分かっているというのはその通りだろうが、モラルハザードの問題もあり、それでいいとは
いし た せんもんしよく ふく せんもんしよく みちか ばあい こうせいそう
ならない。医師だけでなく、その他の専門職を含めるか、専門職が身近にない場合は、更生相
だんじよ きよてんびょういん せいしんほけんふくしせんた かつよう ほうほう かんが
談所や拠点病院、精神保健福祉センターなどを活用する方法が考えられる。

はんてい せんもんきかん かんけいきかん ゆだ ひと しゅうちゅう ほんらいぎょう
・判定を専門機関、関係機関に委ねることにすると、そこに人が集中してしまい、本来業
む こえ りゆうい ほ
務ができないという声にも留意して欲しい。

ウ しえん ひつようせい かん た いけん
支援の必要性に関するその他の意見

てん いか いけん だ
この点については、以下のような意見が出された。

きんきゅうせい こうりよ しえん う たと かげつ ま むずか ばあい
・緊急性についても考慮したい。支援を受けるまでに例えば6カ月も待つのは、難しい場合もある。

しえん ひつようせい しえん ぐたいてき かいぜんこうか みこ
・支援の必要性については、支援をすることによって具体的な改善効果が見込まれるかどうかで
はんだん ほんにん しんこく しきゅうけつてい がわ ちょうさ ひつよう
判断する。そのためには、本人の申告だけでなく、支給決定する側の調査が必要になる。
さぼーと そうだんきかん ひつよう
これをサポートするための相談機関も必要になる。

エ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ せいげん う はんだん
エ「日常生活または社会生活に制限」を受けていることの判断について

てん いか いけん だ
この点については、以下のような意見が出された。

せいかつじょう ししょう しゃかいさんか ししょう じょうきょう み
・生活上の支障については、ADLやIADL、社会参加の支障の状況を見ていく。
しえんに一ず せいかつ こんなんど ひょうか こま ひと こうりよ
・支援ニーズだけではなく、生活の困難度も評価してもらわないと困る人たちもいることも考慮して
ほしい。

オ しえんけいかく さくていほうほう
オ 支援計画の策定方法について

てん いか いけん だ
この点については、以下のような意見が出された。

いままで しょうがいていどくぶん りょう さーびす りんく もんだい ほんにん ひつよう
・今迄のように障害程度区分と利用できるサービスがリンクするのは問題。本人にとって必要
さーびす りょう そうだんしえんいん じゅうなん はんだん ひつよう
なサービスを利用できるようにするためには、相談支援員が柔軟に判断できるようにする必要

がある。
しえんけいかく どうじしゃだんたい のうほう かつよう してん ぜん
・支援計画についても当事者団体はノウハウがあるので、活用していく視点はある。ただし、全
めんてき どうじしゃ いけん さいよう こうせい もんだいとう ふくすう ちえつく し
面的に当事者の意見を採用するのでは、公正さの問題等があるので、複数でチェックする仕
く ひつよう
組みが必要。

か てちょうせいど
>カ 手帳制度について

てん いか いけん だ
この点については、以下のような意見が出された。

てちょうせいど べつといいかい もう ぎろん ば もう ほ
・手帳制度については、別途委員会を設けるなど、議論する場を設けて欲しい。
なんちょう おも げんいん とつぱつせいなんちょう ちりょう う こてい かげつじょうた
・難聴の主な原因は突発性難聴であるが、治療を受け、固定して6ヶ月以上経たないと
てちょうしんせいよう しんだんしよ か いりょうひ じよせい う ふくしてき しえん
手帳申請用の診断書を書いてもらえない。医療費の助成は受けられるが、福祉的な支援は
また う じょうたい もんだいてん ふ てちょうせいど かいぜん
全く受けられないという状態になる。このような問題点があることを踏まえ、手帳制度の改善を
もと
求めたい。

いじょう
以上